

2-4 国土交通省による直轄調査の実施

(1) 津波被災市街地復興手法検討調査の目的と概要

1) 津波被災市街地復興手法検討調査実施に至る経緯

- ・東日本大震災による津波被災自治体では、行政能力の大半を復旧対策にあてることが必要となり、また、大槌町や陸前高田市、南三陸町などの岩手県や宮城県の三陸海岸地域では、市街地全体が津波により壊滅的な被害を受け、庁舎が破壊され、行政機能自体が大きく低下したため、復興に向けた調査を早期に実施することは非常に困難な状況であった。
- ・こうした被災自治体の状況を背景に、国土交通省では平成 23 年度第一次補正予算において約 71 億円の予算を措置し、同年 6 月はじめより「津波被災市街地復興手法検討調査」として被災地の復興に向けた調査を実施した。

2) 調査の目的

- ・津波被災市街地の復興に向けた地方公共団体の取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方公共団体にも提供するとともに、復興計画の具体化に応じて国に求められることが想定される技術的助言等に即応できるよう、②被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンを分析し、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、これら調査の成果を地元自治体に提供するとともに、ガイドライン等として提示することにより被災自治体の復興計画策定に役立てていただくことを目的として実施した。

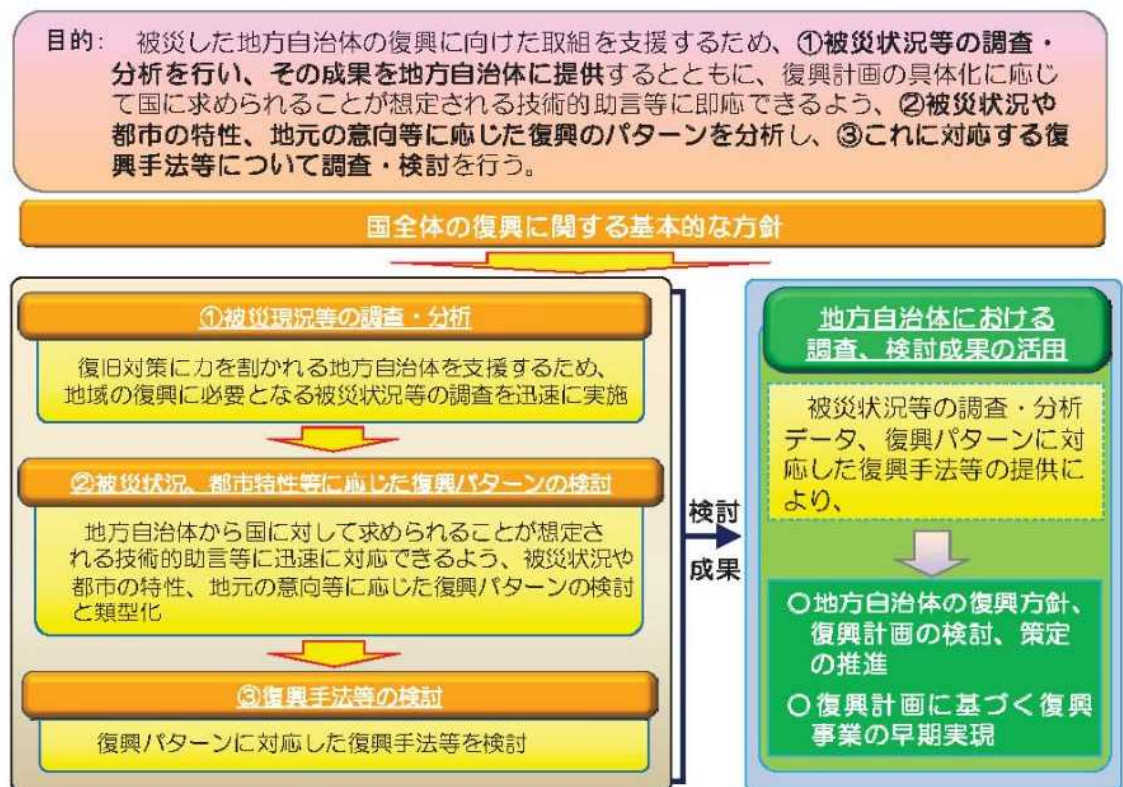


図 津波被災市街地復興手法検討調査の概要

(出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」
平成 23 年 国土交通省)

3) 調査対象被災自治体

●被災現況等の調査・分析（通称 国直轄①調査）

- ・津波による浸水被害が確認された本州太平洋岸の市町村を調査・分析の対象としており、青森、岩手、宮城、福島、茨城及び千葉の6県 62 市町村を対象に被災現況等の調査・分析を行った。被災現況等の調査・分析については、6 県 62 市町村を 19 の調査単位に分けて、単位ごとに調査をコンサルタント等に発注して実施した。

●市街地復興パターンの検討（通称、国直轄②調査、④調査）

- ・被災状況や都市特性に応じた復興パターンの検討・分析については、福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域内の市町村を除き、市町村の要望に応じて 6 県 43 市町村を対象に、被災自治体の復興計画作成を支援するための概略検討調査を 30 の調査単位に分けて実施した。
- ・さらに復興計画に位置づけられた事業の具体化に向けた支援を行うための詳細検討調査を、43 市町村のうち調査要望のあった 26 市町村 180 地区を対象に実施した。

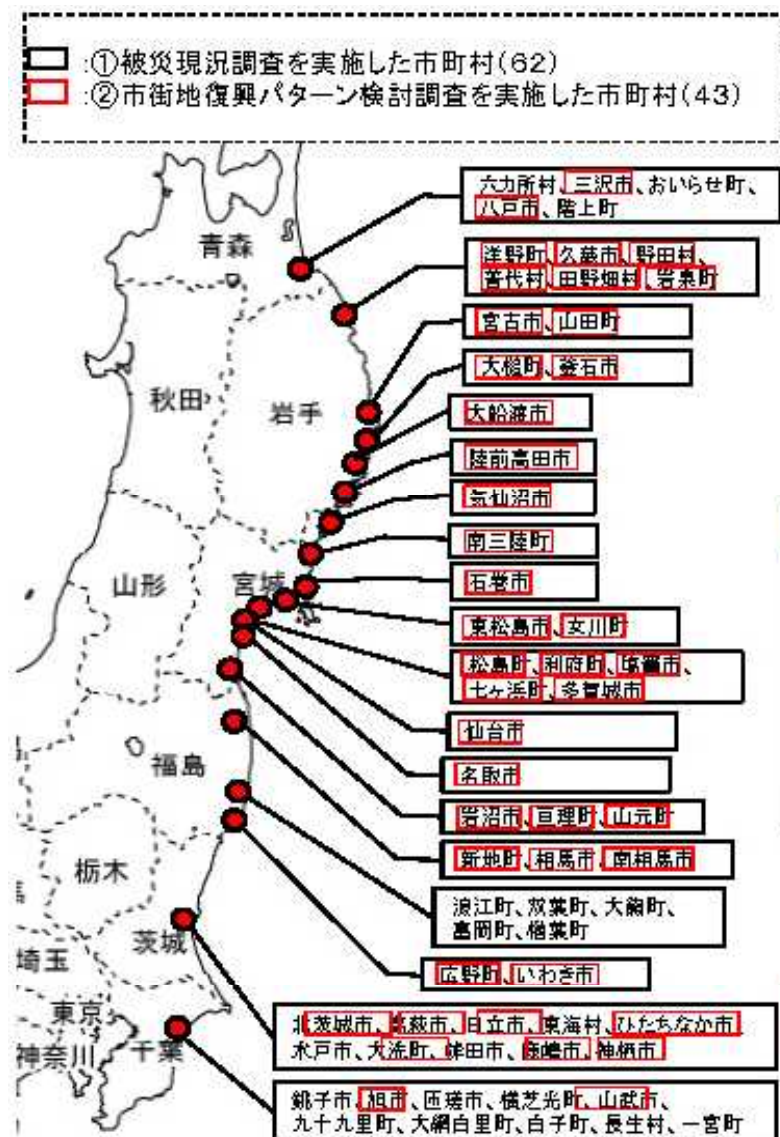


図 津波被災現況調査・分析及び市街地復興パターン検討調査実施地区

(出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」

平成 23 年 国土交通省)

表 津波被災現況調査・分析及び市街地復興パターン検討調査実施地区（出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」平成23年 国土交通省）

	被災現況の調査・分析 (6県、62市町村において実施)	市街地復興パターンの概略検討 (6県、43市町村において実施)	市街地復興パターンの詳細検討 (3県、26市町村、180地区において実施)
概要	復旧対策に力を割かれる被災自治体を支援するため、地域の復興に必要な被災状況等の調査・分析を自治体にニーズに応じて実施し、調査結果を自治体へ提供	被災状況等の調査結果を踏まえ、被災状況や都市特性、地元の意向等にゆじた市街地復興パターンを検討し、復興手法等の検討のための基礎資料を作成し、被災自治体の復興計画の作成を支援	被災状況等の調査結果及び市街地復興パターン概略検討の成果を踏まえ、被災状況や都市特性、地元の意向等にゆじた市街地復興パターンを詳細に検討し、被災自治体における事業の具体化に向けた基礎資料を作成し、これを被災地自治体へ提供することにより、復興計画の実現に向けた支援を実施
青森県	三沢市、八戸市、六ヶ所村、おいらせ町、陸上町	三沢市、八戸市	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
岩手県	洋野町	洋野町	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	久慈市	久慈市	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	野田村	野田村	域内地区他
	普代町	普代町	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	田野畑村	田野畑村	羅賓地区、島越地区
	岩泉町	岩泉町	小本地区
			銀ヶ崎地区
			田老地区
	宮古市	宮古市	愛宕地区、藤原地区、中心市街地地区、磯鶏地区、高浜地区、金浜地区、津軽石地区
			赤前地区、重茂地区
	山田町	山田町	大沢地区、船越地区
	大槌町	大槌町	柳沢北浜地区、山田地区、織笠地区
	釜石市	釜石市	東部地区、礪石・松原地区
			鶴住居地区、根浜地区、箔崎地区、平田地区
			東部地区、礪石・松原地区
	大船渡市	大船渡市	大船渡地区、盛地区、下船渡地区、末崎地区、赤崎地区
宮城県			越喜来地区、綾里地区
			今泉地区
			高田地区
			高田地区、今泉地区、長部地区、広田地区、小友地区、米崎地区、下矢作地区、竹駒地区
	気仙沼市	気仙沼市	魚町・南町地区、南気仙沼地区、鹿折唐桑地区
			唐桑地区、本吉地区
	南三陸町	南三陸町	伊里前地区、寄木・韭の浜地区、中山・馬場地区、西戸・折立・水戸辺・在郷地区
			志津川地区
			野蒜地区
	東松島市	東松島市	大曲地区
			牛網地区、浜市地区
			立沼地区、浜須賀地区、宮戸地区
	女川町	女川町	市街地地区
			離半島部地区
	石巻市	石巻市	雄勝地区、牡鹿地区
			南浜地区、中央地区、湊地区
福島県			釜地区、大街道地区
			住吉地区、不動地区、渡波地区、北上地区、新市街地(蛇田・渡波)地区
	松島町	松島町	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	利府町	利府町	浦戸地区
	塩竈市	塩竈市	北浜地区、港町地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜町	菟浜田浜地区
			菟浜田浜地区、松ヶ浜地区、花刈浜・吉田浜地区
	多賀城市	多賀城市	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	仙台市	仙台市	上岡田地区、揚場地区、高野東地区、蒲生北部地区
	名取市	名取市	閑上地区
	岩沼市	岩沼市	玉浦地区
	亘理町	亘理町	荒浜地区、吉田東部地区、吉田西部地区
	山元町	山元町	山下地区、合戦原地区、浅生原地区、坂元地区
	新地町	新地町	作田地区、岡地区、雀塚地区、大戸浜地区、中島地区
	相馬市	相馬市	原釜地区、尾浜地区、磯部地区
	南相馬市	南相馬市	原町地区、鹿島地区
茨城県	浪江町		
	双葉町		
	大熊町	→原発事故による警戒区域内	→原発事故による警戒区域内
	富岡町		
	楢葉町		
	広野町	広野町	広野・小高沿線地区
			小名浜港背後地地区
			久之浜地区
			四倉地区
			薄磯・豊間地区
千葉県			永崎地区
			岩間地区
			小浜地区、錦須賀地区
	北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市、東海村、水戸市、鉾田市	北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
	旭市、山武市、銚子市、匝瑳市、横芝光町、九十九里町、大網白里市、白子町、長生村、一宮町	旭市、山武市	→市街地復興のための市街地整備事業が復興計画に位置づけられていないため、事業計画の作成を実施しない
発注調査数	19	30	51

4) 調査検討体制

●被災市町村単位の地区担当チームの編成・調査事務局の設置

- ・国土交通省では、本調査を円滑に進めるために、被災市町村ごとに本省職員からなる地区担当チームを編成し、できるかぎり現地に派遣し、東北地方整備局とも連携しながら、地元自治体の復興計画の策定を支援した。（平成23年7月時点で、地区担当として企画専門官・補佐級21名、アドバイザーとして官・室長級5名を配置。）
- ・また、復興パターンの検討・分析を行う市町村ごとに、学識経験者、地区担当チーム、地元自治体、地元関係者等から構成される調査事務局を設置し、専門的な観点から調査の円滑な遂行を指導していただいた。

●被災地の復興支援のための調査に関する連絡会議

- ・今回の調査実施を通じて寄せられた地元自治体からの要請を、関係府省に情報提供するとともに、関係府省は必要に応じて連携し、現地への担当官の派遣、政策課題への対応策の検討等を行った。

●東日本大震災復興まちづくり事業連絡調整会議

- ・調査の結果明らかとなった課題について、関係部局が横断的な検討・調整を行った。

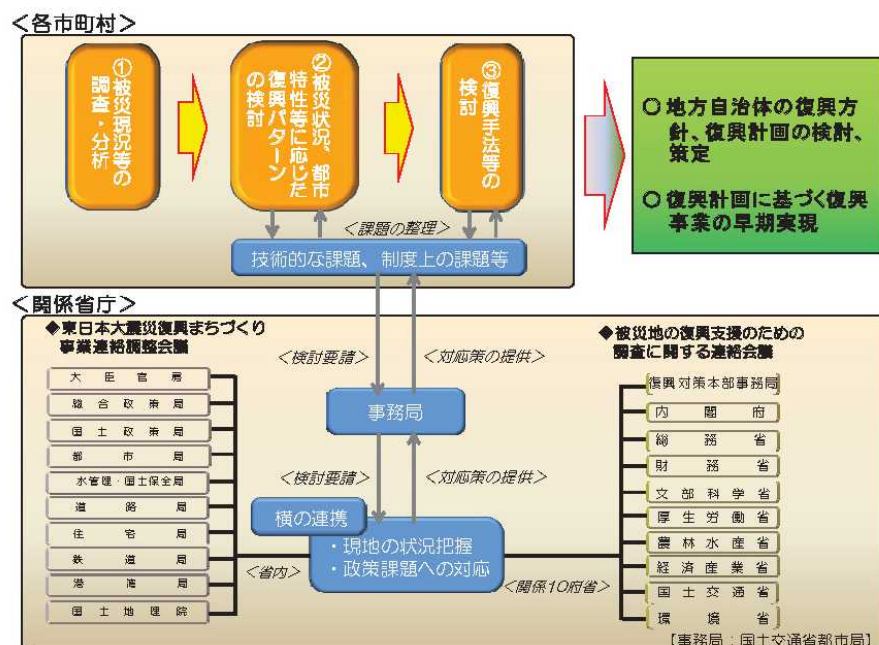


図 津波被災市街地復興手法検討調査の体制（出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」平成23年 国土交通省）

(2) 被災現況調査

1) 調査の目的

- ・東日本大震災による被災地の復興まちづくりの検討を自治体が進めるにあたり、津波による被災状況と、市街地特性、地理的特性等の関係を詳細に分析する必要があるため、津波被災地を対象に被災現況調査を行った。
- ・本調査は、自治体のニーズに応じた調査項目と被災地共通の調査項目を組み合わせ、詳細かつ迅速な調査や分析の実施により、被災自治体における復興計画検討の基礎資料を作成することを目的とした。

2) 調査内容

- ・本調査の調査項目は、大きく【A】被災前の状況を把握する調査、【B】被災後（直後）の状況を把握する調査、【C】今後の復旧・復興方針等の調査に分けられている。
- ・本調査は次頁の表のとおり調査項目が多岐にわたることから、まず被災地の一日も早い復興を支援するため、段階的に調査すべき調査項目を定め、優先順位の高い調査項目から実施することとした。そのため4回に分けて、調査担当者を集めて業務説明会を開き、業務の重要性と調査内容等を周知した。
- ・これらの他、調査の課程で、被災市街地における復興パターンの検討調査と連動して、津波浸水シミュレーションを実施した。

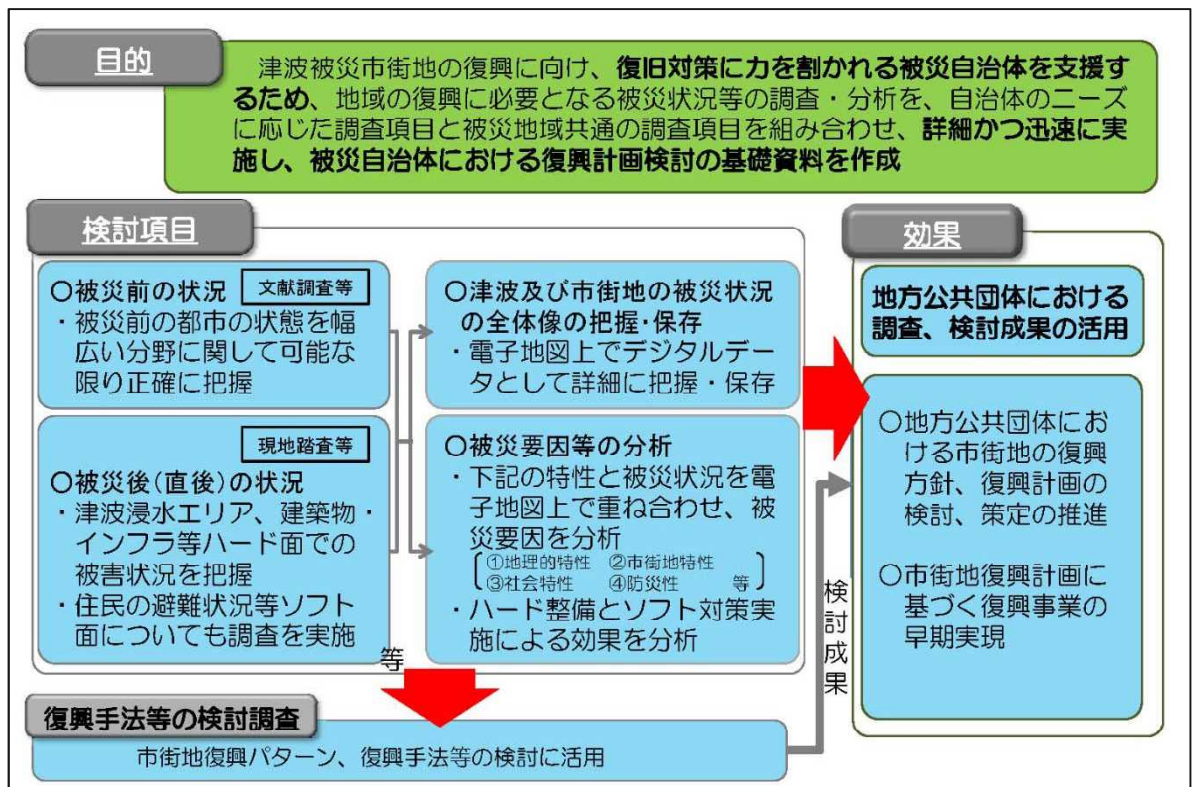


図 被災現況調査の概要（出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」平成23年 国土交通省）

表 被災現況調査の調査項目一覧（出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」平成23年 国土交通省）

対象	調査項目	調査概要	調査段階
【A】被災前の状況	A-1-1 都市計画基礎調査	直近の都市計画基礎調査等のデータを収集 (地区別人口・世帯、土地利用、建物現況、産業、交通、地理的条件、地価、公園緑地、下水道、開発動向など)	1次
	A-1-2 都市計画図	都市計画図の入手 ⇒建物現況は、被災状況の基礎資料とする	1次
	A-2 マスタープラン、広域的計画	市町村マス、都市計画区域マス、総合計画、緑の基本計画などのまちづくりに関するマスタープランを収集	3次
	A-3 自治体の財政基盤の状況	自治体の財政規模、財政力指数、固定資産税による収入規模を把握	3次
	A-4 地籍、登記簿、固定資産税台帳等のデータの存在	被災前の市街地の状況で権利関係が分かるものの残存状況を把握	1次
	A-5 コミュニティ形成状況	コミュニティの形成単位、組織状況や、まちづくりを担う組織の活動状況	3次
	A-6 災害リスク情報 (津波ハザードマップ等各種ハザードマップ)の確認	津波ハザードなど各種ハザードマップの整備状況及び浸水深、浸水範囲等の確認	3次
	A-7 開発適地の有無	対象自治体における新規開発適地や既開発宅地等の配置と面積	(個別対応)
	A-8 地域の公共交通等の詳細	鉄道、バス(路線バス、コミュニティバスや福祉送迎バスなど)の被災前の状況を把握	(個別対応)
	A-9 過去の災害状況とその後の対応状況	明治三陸津波、昭和三陸津波、チリ地震津波、など三陸地方におけるこれまでの代表的な津波被害と復興計画・事業の内容と実施の状況、各地に残る口頭伝承、津波の石碑、防災施設設置の経緯、市街地の変遷などの情報収集	総括管理実施
	A-10 従前の防災計画と進捗・運用	避難経路、避難場所、津波対策、避難訓練の計画内容と実際の状況	(個別対応)
【B】被災後(直後)の状況	B-1 浸水区域、津波規模	津波による浸水区域の把握 津波の高さの把握	1次
	B-2 被災区域	被災状況(地震、津波、火災、地盤沈下、液化化、土砂崩壊、宅地法面・擁壁の崩壊・亀裂等)別に区域を把握	3次
	B-3 防災施設、避難所の運用状況	防災無線、警報・サイレン、避難指示などの運用状況 一次避難所の分布状況	1次・3次
	B-4 建物被災状況	建物の流失・全壊、半壊、床上・床下浸水等の状況を個別に要因別(地震、津波、火災)に分類 建物1棟ずつの被災状況について記録しGISで整理 建物被災状況に基づき、浸水区域を被災エリアに区分	1次
	B-5 避難方法	自治会・町内会・地区単位、工場、JR駅、その他公益施設などで実際の避難誘導の経緯等の概略を把握 一部自治体でサンプル調査、その後全体で実施することを検討	3次
	B-6 救援・救護活動の状況	一次避難先(高い建物、高台など)から救出された人々の救出経過・経緯等を把握	3次
	B-7 被災者の状況	死亡者の属性(住所・年齢、職業等)、発見場所又は概ねの外出先などを把握 負傷者、高齢者、障がい者、要介護者等の状況把握	1次
	B-8 公共施設等の被害状況(防災施設)	河川・堤防・護岸、急傾斜地の保護法面、砂防施設、防潮林などの被災状況を把握	2次
	B-9 公共施設の被害状況(インフラ)	道路・港湾・下水道・公園緑地などの被災状況を把握	2次
	B-10 公益施設・ライフラインの被害状況	鉄道・バス・電力施設・水道・ガス・通信施設・病院・福祉施設などの被災状況を把握	2次
	B-11 産業関係施設の被害状況	水産業、農業、工業、商業等の被災状況を把握	3次
	B-12 被災自治体の体制	土木・都市整備関連の組織・職員の体制、市庁舎(役場)・まちづくりセンター等の関係施設の被災状況を把握	(個別対応)
	B-13 文教・文化財の被害状況	まちづくりと関係性の高い文化財の被害状況の把握	3次
	B-14 避難住民所在地	被災した住民の避難先など所在地・連絡先の把握	2次
	B-15 避難地・防災活動拠点の活用状況	学校や公園などのオープンスペースで、避難地として機能したもの、防災活動拠点として機能したものの状況	3次
	B-16 瓦礫・堆積物の状況	瓦礫の量・仮置き場の把握 処分方法、土壌・堆積物の性質・分析等	(個別対応)
【C】復旧・復興方針等	C-1 インフラの復旧方針と進捗	鉄道・電力・ガス・上下水道・市街地整備事業・公園緑地・道路・バスの復旧方針と進捗状況(スケジュール)を把握	(個別対応)
	C-2 産業の復旧・復興方針	水産業、農業、工業、商業等の事業継続の意向、復旧・復興の方針と進捗状況(スケジュール)を把握	3次
	C-3 医療・福祉の復旧・復興方針	医療機関、福祉施設の復旧・復興の方針と進捗状況(スケジュール)を把握	(個別対応)
	C-4 文教・文化財の復旧方針	文化財の復旧方針と進捗状況(スケジュール)を把握	(個別対応)
	C-5 自治体(行政)の復興方針	行政の復興まちづくりに関する意向、復興方針を把握	(個別対応)

(3) 被災市街地における復興パターン検討調査

1) 調査の目的

- ・ 今般の津波災害は、これまでの経験を超えた規模であり、今後の復興に向けた検討を進めるためには、防浪施設の整備のみならず、都市機能の配置等まちづくり全体での対応や、避難等のソフト施策も組み合わせた対応を検討することが重要である。そのような検討にあたっては、今般の津波による被災状況と、市街地特性、地理的特性等の関係を詳細に分析した上で、被災状況や都市特性、地元の意向等に応じた市街地復興パターンを類型化し、これに対応する復興パターン等を具体化していくことが必要である。
- ・ 本調査では、各都市における市街地復興パターンを類型化し、これに対応する復興手法等の検討を行った。また、この成果を被災市町村に提供することにより、復興構想や復興計画の作成を支援した。

2) 調査内容

●市街地復興パターンの分析

- ・ 各自治体が策定した市街地・集落の復興構想について、復興計画等で示された市街地等の復興パターンの分析を行った。調査対象である 43 市町村のうち、32 市町村において高台への移転や宅地の嵩上げ等、市街地の再整備を行う地区別の復興構想案を提示又は検討した（1 地区でも市街地の再整備を行う市町村をカウント）。なお、それ以外の 11 市町村では、検討の結果、海岸堤防の整備等により津波に対する安全性が一定程度確保できると判断し、震災前と同じ場所での再建を基本とする方針として、地区別の復興構想案は示していない（分析を実施した平成 24 年 4 月現在）。

●復興計画の策定支援

- ・ 復興パターン検討調査の成果を活用して、平成 24 年 3 月末までに、43 調査対象市町村のうち、39 市町村が復興計画を策定し、2 市が復興構想を作成した。その他の 2 市町では平成 24 年度に復興構想、復興計画を策定した。

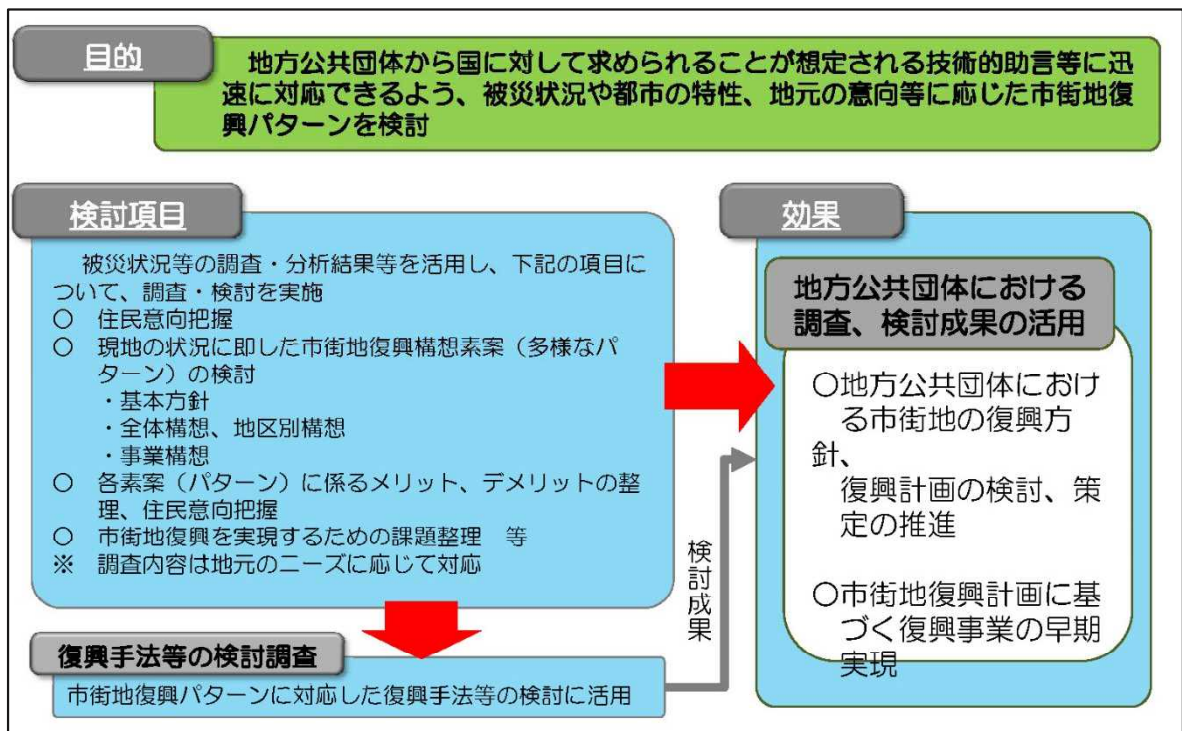


図 被災市街地における復興パターン検討調査の概要（出典：「東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて」平成 23 年 国土交通省）

(4) 被災市街地の復興に向けた共通の政策課題への対応方策に関する各種調査の概要

1) 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する調査

●調査の目的

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興に向け、被災地では津波災害に強い復興まちづくりが進められている。
- ・この中で、公園緑地の整備は、多重防御の一つや避難地等としての機能を発揮する社会基盤として計画的な配置、整備等の検討が進められている。また、津波により発生した大量の災害廃棄物については、その迅速かつ適正な処理が進められているとともに、公園緑地の整備における幅広い有効活用が求められている。
- ・このような状況に対応し、被災都市の復興まちづくり計画の検討や、復興事業における公園緑地の計画・設計等の参考となるよう情報提供を行う。

●調査の方法

- ・文献調査、現地調査、津波シミュレーションや室内試験等の工学的な検証、有識者や地方公共団体からの聞き取り等により、津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備、公園緑地の整備における災害廃棄物の活用の 2 点について、調査・検討を実施した。

2) 迅速な復旧・復興に向けた宅地造成におけるがれきの活用方策等に関する検討業務

●調査の目的

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東北・関東太平洋岸の都市は津波により、これまでになく甚大かつ広域的・多発的に被災した。津波により発生した 2,246 万トン（平成 24 年 4 月現在）とも推計される大量のがれきについては、被災地の一刻も早い復旧・復興のためにその処理・処分方策を検討する必要があるが、活用できるものについては出来る限り有効活用することが望ましく、早期復旧のためには可及的速やかにその活用方策について検討する必要がある。
- ・本調査は、がれきの活用のため、宅地の被災状況について被災形態、規模、位置等の調査を実施し、その結果を踏まえ宅地盛土へのがれきの活用方策等を検討し、津波や高潮等の被害からの安全性を確保しつつ環境負荷の少ない市街地の形成を図るための技術指針等の検討を通じて、被災市街地の復興に資することを目的としたものである。

●調査の方法

①東日本大震災における宅地被害の調査分析

- ・被災宅地危険度判定の調査票を自治体から収集し、被災現象、被災物、被災程度、推定震度等の観点から整理、分析を行った。
- ・また、学会等の報告書の収集・整理を行い、被災現象、被災物、被災程度、推定震度等の観点から整理、分析を行うとともに、浸水区域における津波による宅地の被害状況や、津波被害を軽減した道路盛土等の盛土の情報に関して整理した。

②宅地造成におけるがれき活用方策の検討

- ・がれき活用の具体的な方策、注意点等及びがれき活用の方向性の検討を行うため、関連する過去の事例や、既往の文献等について、地盤工学会等の報告書を収集・整理し、がれき活用に関する検討項目の整理を行った。
- ・また、岩手県、宮城県、福島県の災害廃棄物の仮置場から活用検討の対象となる材料を採取し、室内土質試験で性状を確認することにより、盛土材料としての活用方策の検討の基礎資料を作成した。

③各種関係機関との調整及びヒアリング

- ・宅地造成におけるがれきの活用方策の検討を行うため、地震地盤工学、自然災害学、地震土木工学等の有識者へのヒアリング及び検討会を実施し、課題や指摘事項をとりまとめた。

④中間報告資料の作成

- ・宅地造成におけるがれきの活用方策の方向性を文献調査、現地調査をもとに検討し、活用方策の方向性、盛土材料としての品質について整理を行い、「迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方（中間報告）」としてとりまとめた。

⑤最終報告資料のとりまとめ

- ・中間報告をもとに、宅地造成盛土の設計・施工における留意事項について検討を行い、最終報告を「迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方」としてとりまとめた。

3) 市街地復興に向けた都市の空間計画・デザインのあり方に関する検討調査

●調査の目的

- ・震災からの復興は早急な対応が求められるとともに、地形の改変を含む大規模な事業の実施が想定される。一方、被災地は特色ある地形や風景が地域の魅力となってきた地域であり、復興まちづくりを通じて、こうした地域の魅力を再生し、更に高めていく必要がある。
- ・まちづくりにおける都市デザイン上の配慮は、後手に回れば、ともすると「付け足し」のデザインに陥り、反って不自然な景観を生む要因になるほか、必要以上の華美な意匠によるいたずらなコスト増加を招きかねない。
- ・以上より、市町村が復興まちづくりを行う際の参考となるよう、復興の事業段階に向けて配慮すべき事項についてとりまとめた。

●調査の方法

- ・調査にあたっては、以下の視点に基づき、景観や都市空間形成を図る上で重要と考えられる事項についてチェックポイントを整理した。

【調査の視点】

■復興の初期段階から配慮すべき事項を整理

復興の初期段階から配慮することで、高い効果が見込まれる事項を中心に検討

■被災地で実践的に役立つとりまとめ

- ・被災地で実践的に役立つよう、景観の具体的なノウハウというよりも、むしろ避けることが望ましい一般的事項を中心にチェックポイントとして整理

■総合的視点による検討

- ・土木・建築・都市計画・景観・都市史・防災・生態等の各分野の有識者と検討を重ね、復興における空間計画・デザイン面での配慮事項について総合的に整理・分析

■防災の観点も踏まえた検討

- ・景観面に留まらず、過去の復興事例や東日本大震災の避難実態調査結果を活用するなどし、防災デザインを調和させる観点からも検討

4) 復興における歴史・文化資産の継承検討調査

●調査の目的

- ・東日本大震災による東日本の太平洋沿岸地域における被害は、極めて甚大かつ広範囲に及び、被災地域の人々が日々の暮らしの中で大切に育み、受け継いできた故郷のランドマークとなっている建造物、慣れ親しんできたまちなみ、心の拠り所となる祭礼の場や用具、さらに多くの人々を惹きつける地域らしい魅力ある風景等、故郷の誇りともいえる多様な資産も大きな被害を受けた。
- ・時間面や財政面等様々な制約条件下におかれる復興まちづくりにおいては、こうした資産に対する配慮が十分に行き届かず、被災した歴史的建造物等の解体や、大規模な基盤整備

に伴う歴史的な道筋・街区形態の改変、さらに身近な生活風景の喪失等が進み、まちの履歴や土地の記憶、ひいては心の拠り所となる地域らしさが失われてしまう恐れがある。

- ・被災地の復興において、こういった歴史・文化資産の継承等は、誇りや愛着を持てる故郷を再生し、観光等による活力あるまちづくりを進める観点から重要であるため、文化財等の歴史・文化資産、自然の景観、地域の豊かな観光資源を活用した復興まちづくりのあり方等について、被災地におけるケーススタディを通じて取りまとめることにより、被災自治体が行う検討に活用できるよう整理することを目的とした。

●調査の方法

- ・歴史・文化資産、景観、観光資源を活かした復興まちづくりのあり方の調査は、以下の手順で実施した。

①歴史・文化資産、景観、観光資源のマップ作成

- ・別途調査（東日本大震災による被災現況調査）を活用し、被災地における歴史・文化資産、景観、観光資源等の概況を把握した上で、歴史・文化資産等をまとめたマップを作成した。

②ケーススタディ

- ・歴史・文化資産、景観、観光資源を活かした復興まちづくりのあり方の検討を実施するため、特に甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の沿岸部の市町村及び内陸部の被災地を対象として、10 地区のケーススタディを実施し、これら地区ごとの復興まちづくりのあり方の検討を行った。

③歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方の整理

- ・上記の検討結果を踏まえ、基盤整備や高台移転に向けた復旧・復興事業等の計画・設計、建築物の誘導やまちなみ形成などの各場面において、市町村又は県が活用できるよう、歴史・文化資産の把握方法、歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的な考え方の整理を行った。

5) 地域コミュニティの維持・活用等検討調査

●調査の目的

- ・今般の東日本大震災における被災地では、被災以前から人口減少や少子高齢化に直面しており、一部の地域では高齢化率が 30%を超えており、今後さらに人口減少や少子高齢化が加速することが予測されている。
- ・高齢者等の人々の暮らしを支えるためには、健康・医療・福祉機能の充実や、良好な地域コミュニティに根ざした共助の仕組みづくりが必要とされることから、復興にあたっては、都市政策と健康・医療・福祉政策とが連携することで、より高齢者等の人々が暮らしやすいまちづくりを進め、将来にわたって持続可能な都市や地域をつくっていく必要がある。
- ・本調査は、被災状況調査及び被災市町村における復興まちづくり計画の検討の成果を踏まえつつ、被災市街地における地域コミュニティの維持、活用方策等について、事例調査等による分析や被災地におけるケーススタディを通じて検討し取りまとめ、その内容を被災自治体自らが行う検討に活用できるように整理することを目的とした。

●調査の方法

- ・調査にあたっては、まず国内外の事例や文献の整理、分析および有識者ヒアリングを行った上、基本的考え方を整理した。その上で、特に甚大な被害を受けた岩手県釜石市、宮城県女川町、福島県いわき市を対象として被災地におけるケーススタディを実施し、検討を行った。最後に、以上の検討結果を踏まえ、被災自治体自らが健康・医療・福祉政策と都市政策の連携や、地域コミュニティ形成の観点から復興まちづくりに取り組めるよう、活用方策に関するガイドラインとして整理を行った。

6) 対話型復興まちづくりに向けた合意形成支援ツールの構築に関する業務

●調査の目的

- ・復興まちづくり計画を円滑に進めるためには、住民に対して分かり易く説明し、早急な合意形成を図ることが重要である。今般の甚大な被害を受けた市町村ではまちの姿を大きく変える必要があり、復興まちづくりの理解促進のためには、3次元でのシミュレーションにより新しいまちなみのイメージを関係者間で共有することが有効であると考えられる。復興まちづくりに向け地図上で複数のデータを重ね合わせて分析し、施設や都市機能の配置まで総合的に検討する作業が必要であり、データ分析を円滑かつ効率的に進めるためにはGISの導入とその利活用が不可欠である。
- ・本調査は、「復興まちづくりの合意形成支援ツール」として、被災現況調査結果や津波浸水シミュレーション、市街地復興パターンの検討結果を活用し、復興まちづくり計画の合意形成を速やかに図るため、計画の内容や整備前後の市街地の様子をわかり易く表示するためのツールを開発することを目的とした。

●調査の方法

- ・復興まちづくりの合意形成支援ツールの開発は、被災自治体におけるケーススタディと並行して実施し、GIS導入支援ツールとプレゼン支援用システムの2つのシステムにて構成した。復興計画策定の進捗に合わせて、復興構想段階や地区レベルの具体的なまちづくり検討などの各段階に合わせた開発を実施した。
- ・その段階ごとに求められる機能と課題の抽出及び被災自治体等からのニーズや要望に対応して、改良や機能追加を実施した。

7) 津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について

●調査の目的

- ・東日本大震災による津波によって、東北地方の太平洋岸を中心に甚大な被害が生じたことから、今後、被災地において津波からの避難を想定した市街地の計画・設計が実施される予定である。そこで、被災地の復興を進めるにあたり、避難実態調査結果を踏まえ、津波からの避難等を想定した避難路や避難施設の配置及び避難誘導等についてとりまとめ、被災自治体が防災・避難計画や市街地の設計を検討する際に参考として活用されることを目的とする。

●調査の方法

- ・これまで出された国における津波避難に関する指針や報告等の整理を行うとともに、平成23年度に東日本大震災の津波被災現況調査の一環として実施した「津波からの避難実態調査」の分析結果を踏まえて、避難時間や避難距離、避難路や避難場所、避難誘導等について検討を行い、津波避難を想定した避難路や避難施設の配置、避難誘導についてとりまとめを行った。

8) 被災地における地域産業、広域的な生産・物流機能等の再構築のあり方検討業務

●調査の目的

- ・東日本大震災により、太平洋沿岸部の津波被災地を含めた東北圏の産業施設は甚大な被害を受けた。被災した各都市における市街地復興計画の策定に際し、被災後の同地域における産業施設の復旧、物流の回復動向等を把握し、今後の産業立地や産業振興に向けた市街地整備等のあり方等を検討し、地方公共団体へ情報提供を行うことで、その内容を市街地復興計画の内容に反映するとともに、産業復興に向けた市街地整備の支援方策等の検討を行うことを目的に実施した。

● 調査の方法

- ・特に、被災地及び東北圏全体の生産・物流施設の被災状況や復旧・復興方針に関する意向を把握するため、企業及び事業所に対してアンケート及びヒアリングを実施したうえで、今後の市街地整備のあり方について、地区レベル（被災市町村）と広域レベル（東北圏）の2つの観点から検討を行った。

2-5 国による東日本大震災復興まちづくり関連の技術的助言

(1) 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）

1) 本ガイダンスの目的

- ・主に津波等により被災した地域の復興において活用いただくことを念頭に、適用が検討されている防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び新規の津波復興拠点整備事業の制度改正内容等を周知するとともに、併せて国として運用の考え方を示すことにより、円滑かつ迅速な事業実施と被災地の一日も早い復興に資することを目的に作成された。

2) 本ガイダンスの目次構成

■はじめに	
1. 策定の目的	0- 1
2. 事業制度の目的と主な適用イメージ	0- 1
3. 個別相談等への対応等	0- 2
■第一編 防災集団移転促進事業	
1. はじめに	1- 1
2. 制度改正の概要及び適用	1- 1
3. 事業実施までの主な手続きの流れ	1- 3
4. 集団移転促進事業計画の策定	1- 6
5. 移転促進区域	1- 10
6. 住宅団地の整備	1- 13
7. 国庫補助及び地方財政措置、関連税制	1- 19
8. 他事業との連携	1- 20
9. 復興交付金交付要綱(別表)について	1- 25
■第二編 土地区画整理事業	
1. 土地区画整理事業の津波被災地における運用	2- 1
2. 支援制度の拡充及び適用(概要)	2 4
3. 被災市街地復興土地区画整理事業等の拡充と運用上の留意事項	2- 6
4. 国庫補助及び地方財政措置、関連税制	2- 11
5. 他事業との連携	2 11
■第三編 津波復興拠点整備事業	
1. 創設した制度の概要と適用	3- 1
2. 支援制度の概要と運用	3- 2
3. 国庫補助及び地方財政措置、関連税制	3- 7
4. 他事業との連携	3- 8

図 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）目次
（出典：「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）」

平成 24 年 1 月 国土交通省都市局）

(2) 集団移転促進事業計画作成マニュアル（平成24年5月 国土交通省都市局都市安全課）

1) 本マニュアルの目的

- ・本マニュアルは、防災集団移転促進事業（以下「防集事業」）の実施に先だって策定する必要がある「集団移転促進事業計画」（＝集団移転促進事業の実施に関する計画）の記載方法、留意事項等を解説し、事業主体となる市町村における円滑な集団移転促進事業計画の策定に資することを目的に作成された。

2) 本マニュアルの目次構成

■ はじめに	P 1
・本マニュアルの位置づけ	
・集団移転促進事業計画とは	
■ 1 準備編	P 6
■ 2 様式記入編	P 8
表紙	P 9
1 移転促進区域	P 10
2 移転促進区域内にある住居の数等	P 12
3 住宅団地及び住宅敷地等の整備	P 13
4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置	P 20
5 関連公共施設の整備	P 21
6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画	P 22
7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制	P 23
8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保	P 24
9 移転者の住居の移転に対する補助	P 25
10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画	P 26
■ 付録	P 29
・様式類記載事項チェックリスト	P 29

(3) 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方（合意形成ガイダンス）（平成24年6月 国土交通省都市局・住宅局）

1) 本ガイダンスの目的

- ・被災自治体職員を対象としたガイドラインで、復興計画に基づく各種復興事業の具体化に向けて、被災自治体が被災者の合意形成を図りながら復興に向けた現実的な事業計画を作り上げていく手続を進める上での参考資料として、集団移転や市街地の面整備による復興事業を円滑かつ早急に実施する観点から、被災者の合意形成を図っていくためのモデル的なプロセスを設定し、事業主体である市町村が各ステップで留意すべきこととして、想定されることをまとめた。

2) 本ガイダンスの構成

- ・復興まちづくりの実施に向けた被災者との協議プロセスのモデルケースを設定し、各段階における作業内容と留意点を整理している。

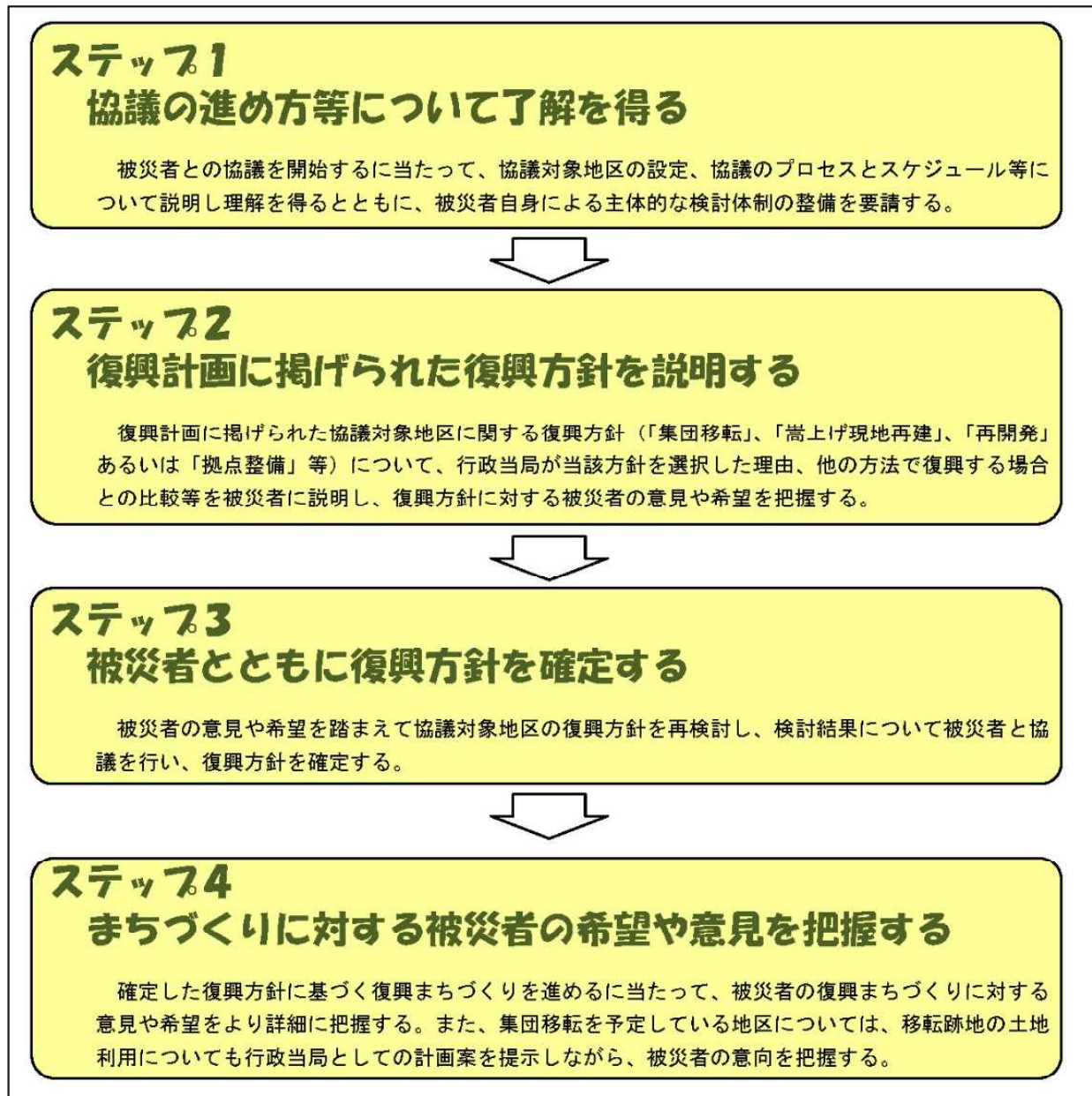


図 復興まちづくりのための合意形成プロセス

（出典：「東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方」国土交通省都市局・住宅局）

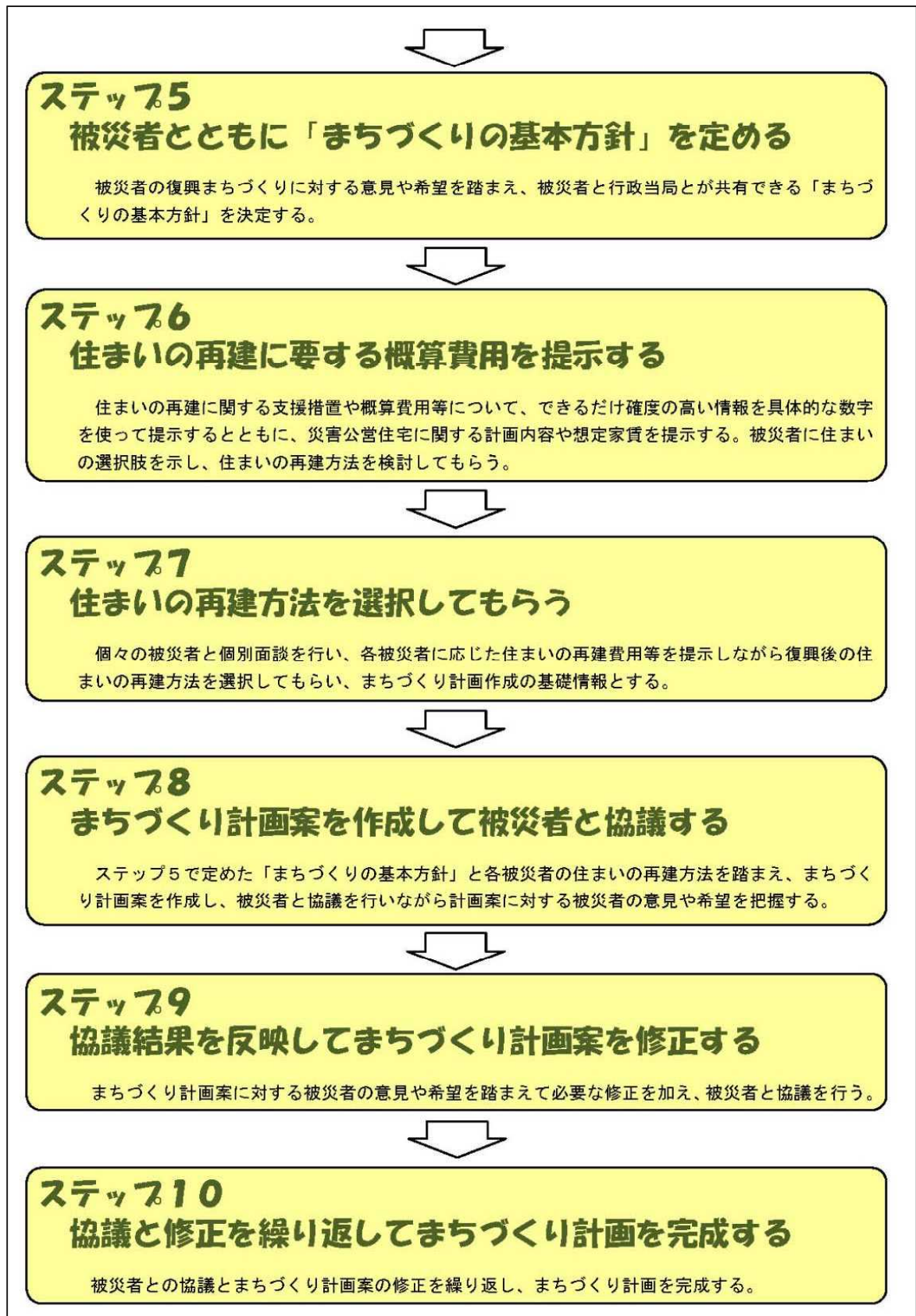


図 復興まちづくりのための合意形成プロセス 続き

(出典：「東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方」国土交通省都市局・住宅局))

- (4) 津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 25 年 3 月 11 日国都市第 3 1 2 号、各対象県・指定都市土地区画整理担当部局長あて国土交通省都市局市街地整備課長通知）

土地区画整理事業の早期工事着手、円滑な事業進捗を図るための方策について、下記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知した。

1) 早期工事着手のための方策

- ・地方公共団体等施行事業の仮換地指定については、必要となる土地区画整理審議会の選挙手続を短縮できる措置を講じている（土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 42 条の 2 第 1 項）ことから、本措置の適切な活用を通じ、仮換地指定の早期化及び工事着手の迅速化を図ることが望ましいこと、また、仮換地指定の前であっても、法第 78 条第 1 項に規定する損失補償を伴う場合を除き、土地区画整理事業の工事实施に関する地権者の同意（いわゆる起工承諾）を得られた箇所から順次工事を実施することが可能であり、本手法を適時・適切に活用することを通じ、工事着手の迅速化を図ることが望ましいことを記載

2) 円滑な事業進捗のための所有者不明の土地の柔軟な取扱い

- ・所有者不明の土地が存在する場合、土地区画整理事業においては、法第 133 条第 1 項の規定により、換地処分の際などにおける土地所有者等への通知に当たって、公告をもって書類の送付に代える（いわゆる公示送達）ことができることから、公示送達制度の適切な運用等を通じ所有者不明の土地についても換地処分を進める等、土地区画整理事業の手続の柔軟な進捗を図ることが望ましいことを記載

- (5) 津波被災市街地における津波復興拠点整備事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 26 年 1 月 16 日国都市第 214 号、各対象県・指定都市まちづくり復興事業担当部局長あて国土交通省都市局市街地整備課長通知）

津波復興拠点整備事業の早期工事着手、商店街の再生のための方策について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知した。

1) 早期工事着手のための方策

- ・津波復興拠点整備事業に関する工事については、事業認可後、用地買収の後に着手するのが原則であるが、用地買収の前であっても、津波復興拠点整備事業の工事实施に関する地権者の同意（いわゆる起工承諾）を得られた箇所から順次工事を実施することが可能であり、本方策を適時・適切に活用することを通じ、工事着手の迅速化を図ることが望ましいことを記載

2) 商店街の再生のための方策

- ・津波復興拠点整備事業では、取得造成した土地は民間に売却することに加え賃貸することも可能であり、本方策を適時・適切に活用することを通じ、商業事業者の負担軽減と早期の商店街の再生を図ることが望ましいことを記載

- (6) 津波被災市街地における土地区画整理事業によるかさ上げ等の工事の早期着手に向けた仮換地指定に係る特例的取扱いについて（平成 26 年 1 月 30 日国都市第 2 3 1 号、各対象県・指定都市土地区画整理担当部局長あて国土交通省都市局市街地整備課長通知）

津波被災市街地における土地区画整理事業によるかさ上げ等の工事の早期着手に向けた方策について、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。）第 9 8 条第 1 項が「土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合」等に仮換地を指定することができる」と規定していることを踏まえ、特に土地区画整理事業によるかさ上げ等の工事に早期に着手する必要がある場合には、以下の手続により、工事のための仮換地を指定し、工事に着手することができるものと解すること、及び工事のための仮換地指定の具体的手続のあり方について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知した。

- (7) 被災市街地復興土地区画整理事業の工夫と適用事例（平成 26 年 3 月 国土交通省都市局市街地整備課）

「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 25 年 3 月 11 日国都市第 3 1 2 号、各対象県・指定都市土地区画整理担当部局長あて国土交通省都市局市街地整備課長通知）」に関連する、被災市街地復興土地区画整理事業の工夫と適用事例を情報提供している。

● 起工承諾の活用による造成工事の前倒し

- ・土地区画整理事業に関する工事は、通常、仮換地指定後に着手するが、仮換地指定の前であっても、工事実施に関して地権者の任意の同意（いわゆる起工承諾）を得られた箇所から順次工事を実施することにより早期工事着手を図る事例を紹介

● 土地区画整理審議会の早期設立

- ・土地区画整理審議会の設立のために必要な選挙の手続を短縮することにより、当該審議회를早期に設立し、仮換地指定を速やかに行う体制を整える事例を紹介

● 公示送達を活用による所有者不明土地への対応

- ・仮換地指定や換地処分の際に土地所有者等へ通知を行う必要があるが、所有者不明の土地が存在する場合、公告をもって書類の送付に代える（いわゆる公示送達）ことにより円滑な事業推進を図る事例を紹介

● 工事のための仮換地指定による早期工事着手

- ・所有者所在不明や工事の同意を得られない地権者の土地において早期工事着手が必要な場合、換地設計に向けた検討・調整の進捗に先立って、工事の実施を目的として現位置に仮換地指定を行うことにより早期の工事着手を図る事例を紹介

● CM 等活用による工期短縮

- ・一括発注による契約手続期間分の短縮や、複数工事の組合せの効率化等による工期短縮を図る事例を紹介

● 先行的事業認可による早期事業着手

- ・早期に整備することが必要なエリアについて、先行的に事業認可を取得して、早期の事業着手を図る事例を紹介

● 早期再建希望者を先行整備エリアに申出換地することによる建築の円滑化

- ・早期再建希望者からの申出を受けて、先行整備エリアに仮換地指定することにより、地権者の意向に応じた円滑な住宅等の建築を進める事例を紹介

● 建築確認との連携による住宅建設の早期着手

- ・ 建築確認所管部署と連携し、建築基準法第 42 条第 1 項 4 号に基づく道路指定により、接道条件を確保し、建築確認申請（計画通知）を行うことで土地区画整理事業による周辺道路整備と並行して、災害公営住宅の建築工事を実施することにより、災害公営住宅への早期入居を図る事例を紹介

● 需要に応じた段階的整備

- ・ 需要が確実で土地利用が明確なエリアについて集中的に整備を行い、需要が不確実なエリアについては大街区化するなど整備水準に差を付けることで、未利用地の維持管理の効率化等を図る事例を紹介

(8) 復興整備計画 作成マニュアル（平成 26 年 5 月）

1) 本マニュアルの目的

- ・ 本マニュアルは、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する制度を十分に活用するために、同法、関係政省令告示及び復興特別区域基本方針に規定されている手続等について解説するものである。

2) 本マニュアルの目次構成

第1 復興整備計画の作成上の留意点	P 1
1. はじめに	P 1
2. 復興整備計画の作成・運用に当たっての留意点〔総論〕	P 2
3. 復興整備計画の作成・運用に当たっての留意点〔各論〕	P 6
第2 協議会の運営上の留意点	P 35
1. はじめに	P 35
2. 協議会の構成	P 35
3. 協議会の運営	P 37
第3 復興整備計画 参考様式集	P 40
(参考資料)	P 75
1. 復興整備計画の作成イメージ	P 76
2. 復興整備計画の作成等に係る手続フロー	P 86
3. 復興整備協議会規約(例)	P100
4. 津波浸水地域のある市町村一覧	P103

(9) 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を含む低平地の利活用に関する検討ガイダンス（平成 27 年 12 月 復興庁）

1) 本ガイダンスの目的

- ・本ガイダンスは、東日本大震災で津波被害を受けた沿岸部において実施する防災集団移転促進事業により、市町村が買取りを行い、公有地となった土地及びその周辺の民有地を含む低平地（以下、「元地エリア」という）の利活用について市町村が検討を行う際の参考となるよう、留意点、検討手順等を紹介するものである。

2) 本ガイダンスの目次構成

1. はじめに	P 1
2. 元地エリアの現状	P 1
3. 元地エリアについて検討する際の留意点	P 2
4. 元地エリアに関する検討手順	P 3
(1) 土地利用に係る計画の策定段階	P 3
① 関係者の意向把握	P 3
② 土地利用に係る計画の素案の作成	P 4
③ 土地利用に係る計画に関する合意形成	P 4
④ 土地利用に係る計画の策定段階における国の支援	P 4
(2) 具体的な土地利用に向けた事業の実施段階	P 5
① 事業手法の選択	P 5
② 具体的な土地利用に向けた事業の実施段階における国等の支援	P 5

2-6 復興まちづくり関連事業の加速化措置

被災地において、住宅再建やまちづくり等の復興事業では、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、これらの事業の円滑な推進に当たっては、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題が存在し、これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化に取り組んでいる。

これまで、5度に渡り、100近い加速化措置を実施するとともに、平成27年1月には、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめている。

(1) 計画策定に関する加速化措置

1) 住宅再建等の時期の目安の公表

●住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

- ・復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化を進めた。

●住まいの復興工程表の作成・公表

- ・住宅再建・まちづくり事業に関して、被災者の方が自らの生活再建への見通しを持っていただくために、H24年12月末時点分から「住まいの復興工程表」を作成・公表
- ・市町村から提出されたデータを基に市町村毎・地区毎に、住宅再建の最新の見通しを提示

2) 計画実現及び加速化のための措置

●住宅再建・まちづくりの復興事業に係る入札手続の早期化

- ・復興庁、水産庁及び国土交通省（住宅再建・まちづくりの復興事業を所管する各省庁）から、住宅再建・まちづくりに係る工事を発注する県、市町村に対し、以下の趣旨の依頼文書を発出(H25.4.3付事務連絡)

住宅再建・まちづくりの復興事業の緊急性等を勘案し、地方自治法上認められている契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）のうち、出来るだけ早期に契約できる入札契約方式を選択すべきである。

●防災集団移転促進事業における工事の早期着手

■防災集団移転促進事業における取得困難地での事業計画変更手続の簡素化及び周知

- ・直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知（H25.3.27）
- ・補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続を簡素化した旨を地方公共団体に通知（H25.9.26）

●土地区画整理事業における工事の早期着手

■起工承諾による工事着手の周知

- ・土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知
- ・「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」（平成 25 年 3 月 11 日付通知）により、被災自治体に対して周知

■「仮の仮換地指定」による早期工事着手

- ・換地設計に向けた検討・調整の進捗に先立って、工事の実施のために現位置に仮の仮換地指定を行うことにより、早期の工事着手を図る。

●農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用

- ・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用を図る。

●福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和

- ・平成 26 年 1 月 10 日に省令改正を行い、当該市町村が復興整備計画を策定し復興のための事業を実施する場合、第 1 種農地（原則転用不許可）の転用ができるよう措置

(2) 用地取得に関する加速化措置

1) 用地取得の迅速化（被災地特化型用地取得加速化パッケージ）

- ・財産管理制度や土地収用制度等の加速化策を体系化し、「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」としてとりまとめ

2) 地方公共団体の負担軽減

●司法書士、補償コンサルタントへの外注促進

- ・不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式について通知。（H25.4.3）

●登記情報の共有（登記情報の電子データ提供制度の活用）

- ・被災地方公共団体に対し、登記情報を電子データにより提供する制度の利用促進を図る。

●相続調査の迅速化・効率化

- ・家庭裁判所への相続放棄の申述の有無の照会を活用して、相続の放棄の調査を行うことにより、相続調査の迅速化・効率化が図られる場合がある。

3) 土地収用手続の迅速化

●被災地特化型土地収用手続（収用加速化 7 本柱）

- ・東日本大震災復興特区法の改正も踏まえて、土地収用法の運用に当たっての留意事項等について通知を発出し、被災地における土地収用手続の更なる迅速化を図る。

●運用の明確化による土地収用手続の迅速化

- ・東日本大震災復興特区法の改正を踏まえて、土地収用法の運用に当たっての留意事項等について通知（平成 26 年 5 月 20 日付け）を発出

●不明裁決の申請に係る権利者調査のガイドラインの作成・周知

- ・不明裁決申請に至るケースを分類し、起業者が不明裁決の申請をする際に必要となる権利者調査のプロセスを整理して起業者・収用委員会に対して明示

4) 用地加速化支援隊による市町村支援

- ・用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成 26 年 2 月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設

(3) 埋蔵文化財発掘調査に関する加速化措置

1) 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化

- ・①発掘調査の迅速化、②発掘調査体制の充実、③発掘調査費用の確保

(4) 発注者支援に関する加速化措置

1) 被災自治体の発注者支援

- ・被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ、全国の市区町村に職員派遣等を要請
- ・被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村職員 O B に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請等

2) 都市再生機構（U R）の活用等

- ・U R は 22 の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業（26 地区）並びに災害公営住宅の整備（要請戸数：5,075 戸）を推進
- ・事業の本格化に併せて、平成 26 年 4 月 1 日に 400 名体制に強化するとともに、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部の 2 本部体制に組織改編。さらに平成 27 年 4 月 1 日には、福島県における現地復興支援体制を強化するために 418 名に増強
- ・U R による CM 方式を活用した復興まちづくりモデル事業を実施

(5) 施工確保に関する加速化措置

1) 技術者、技能者の確保

● 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表（人材の効率的な活用）

- ・技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成 25 年 11 月 1 日から各機関の発注見通し（発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所）を統合して地区毎に公表

● 復興 J V 制度の導入

- ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興 J V 制度の導入

● 一人の主任技術者による 2 以上の工事現場の管理（兼任要件の緩和）

- ・一人の主任技術者による 2 以上の工事現場の管理（兼任要件の緩和）

● 人材の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い

- ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応

● 橋梁下部工における型枠の省力化

- ・三陸沿岸道路の橋梁下部工に、型枠の省力化施工の試行を実施

2) 資材の確保

- 地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施、供給体制の拡充
 - ・発注者、建設業団体、資材団体により需給見通し等を共有
 - ・公共による公共事業専用のプラントの設置
 - ・発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有
- 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
 - ・工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。(平成24年6月27日通知)
- ダンプカーの被災地特例の延長
 - ・貨物自動車運送事業の運転者の勤務時間等に係る基準に関し、貨物自動車運送事業者が、車両及び運転者を所属営業所から臨時的に被災地域に設ける拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例を創設

3) 公共建築工事の施工確保

- 「営繕積算方式」の普及促進
 - ・実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するため、『営繕積算方式活用マニュアル』を普及・促進
 - ・公共建築工事の円滑な施工確保に関する説明会を開催(平成26年)
- 「公共建築相談窓口」における支援
 - ・東北地方整備局に設置された「公共建築相談窓口」において、相談対応を実施
- 被災市町村からの事前相談受付
 - ・復興の進捗に伴い本格化する学校等の公共建築工事について、より一層、円滑な施工確保を図るため、被災市町村から、発注準備段階からの相談(事前相談)を受け付け、きめ細やかな支援を強化(H27.5～)
- 災害公営住宅の供給円滑化(災害公営住宅発注支援連絡会議を設置、開催)
 - ・災害公営住宅の供給円滑化に向けて、「入札不調の要因や対応」、「適正価格による契約」、「買い取り方式などの発注方式の工夫、鉄骨造、PC工法などの多様な工法に係る情報」について地方公共団体及び国等による災害公営住宅発注支援連絡会議を設置、開催し、情報提供を実施
- 災害公営住宅の供給円滑化(災害公営住宅工事確実実施プログラム)
 - ・災害公営住宅工事確実実施プログラム(H26.9.27 国土交通省復興加速化会議(第4回)においてとりまとめ)
 - ・災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握

4) 予定価格の適切な設定等

- 見積り対象の拡大
 - ・現場条件によって価格の乖離が生じやすい工種について、より効果的に実勢価格を反映できるよう、見積を積極的に活用

●「東日本大震災の被災地で適用する積算基準（復興歩掛）」の設定

- ・調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定
- ・ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの維持修理費が増大したため、維持修理費率を補正

●復興係数による間接工事費の割増し

- ・「東日本大震災被災3県専用の積算基準」の一部見直し（復興係数の活用）

●被災3県における標準建設費の見直し

- ・被災3県における公営住宅に適用される標準建設費（補助対象上限額）について、被災地における工事費の状況や、軟弱地盤、離島部における工事実施等の特殊な条件に対応するため、さらなる引き上げを措置

●公共工事設計労務単価の改訂

- ・建設労働市場の実勢を適切・迅速に反映し、公共事業の執行に万全を期すため、平成26年度に引き続き、平成27年2月1日に前倒して改訂

(6) 商業集積・商店街再生加速化パッケージに関する加速化措置

1) 「被災地まちなか商業集積・商店街再生の加速化指針」の策定

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を、自治体職員等まちづくり関係者の業務遂行の手引きとして提示

2) 商業施設等復興整備事業による支援

- ・まちづくり会社、自治体等が行う商業施設等の整備を支援することで、被災地域における商業機能の回復を図るとともに住民の早期帰還と復興の加速を図る。

3) 暮らし・にぎわい再生事業の活用

- ・暮らし・にぎわい再生事業を復興交付金の対象事業とし、その活用を周知

4) 津波復興拠点整備事業における宅地の賃貸等の周知

- ・津波復興拠点整備事業における起工承諾による工事着手、宅地の賃貸について周知・活用

5) 仮設施設の有効活用等

- ・中小機構が整備し、被災市町村に譲渡した仮設施設については、平成26年度より、仮設施設の「長期利用」、「移設」、「撤去」に係る費用を市町村に対して助成する事業を実施

6) 震災復興支援アドバイザーの活用

- ・中小企業基盤整備機構の震災復興アドバイザー事業を活用し、被災中小企業や自治体に対して、商業施設開発・運営管理について知見のある建築士や中小企業診断士等の各種専門家の無料派遣を行い、まちなか再生計画の策定や商業施設整備等についての実務的なアドバイスができる体制を整備

7) 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施

- ・市町村担当者が商業集積・商店街再生事業を進める上で有用な専門的知識やノウハウを提供するための担当者研修を実施

(7) 民間住宅の自立再建に関する加速化措置

1) 早期自立再建に向けた支援

● 民間住宅の早期自立再建支援パッケージ

- ・被災者の住宅再建円滑化のため、以下の3つの取組を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」としてとりまとめ

- 被災者による円滑な住宅再建への支援施策の展開
- 造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮
- 住宅再建・復興まちづくりに関する登記の嘱託に係る情報共有

● 民間住宅の早期自力再建支援策の強化

- ・加速化措置（第5弾）において、防集団地の造成完了から被災者による住宅着工までの期間短縮の取組をとりまとめ

2) 相談体制の強化

● 「住まいの復興給付金」の相談体制の強化

- ・住まいの復興給付金制度は被災者について、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行うもの。27年3月末時点での給付承認件数は累計1746件
- ・申請の円滑化、周知の強化のため、①PR資料の市町村窓口への配布依頼、②申請者向けの申請相談会（岩手県、宮城県、福島県内の市町村において実施）などに取り組んでいる。

● 宅地造成に係る情報提供及び住宅建築に関する相談対応について

- ・市町村に対し、造成した宅地地盤に関する情報提供や住宅建築時の相談対応を十分に行うよう周知。（H26.9.11通知）

(8) 移転元地の活用に関する加速化措置

1) 防集移転元地の活用に関する事例集の作成

- ・被災自治体の職員が、防災集団移転促進事業の移転元地のあり方や活用について検討する一助となるよう、復興まちづくり・地域づくりの事業を実施するにあたり、移転元地を有効活用している事業実施例や関連する施策を紹介する事例集を作成

2) 効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ

- ・復興交付金の効果促進事業により被災地の課題への対応を進めるため、効果促進事業により実施可能な事業メニューをパッケージ化

3) 防災集団移転促進事業による買取地（移転元）の取扱いについて

- ・防災集団移転促進事業による移転元買取地等について、他事業に先行して額の確定を行うことにより、早期の処分が可能である旨を周知（H26.6.30通知）

(9) その他の取組に関する加速化措置

- ・復興庁ホームページにおいて復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見せる取組を実施
- ・被災地の住民の方々や、復興関係者のみならず、広く一般の方に復興の加速状況を「見える化」することにより、復興への希望を示して加速化を支援

- ・住宅再建・復興まちづくりの加速化措置をワンストップで分かり易く見せることにより、活用を推進し、加速化を支援
- ・これまでの加速化措置を効果的に実現するためには関係者への周知徹底が重要であることから、各省庁における現在の周知状況（通知文書やＨＰでの公表など）について、復興庁ホームページに集約し、ワンストップで見られるよう公表

2-7 復興まちづくりに関する都市局からの通達

(1) 国土交通省都市局 市街地整備関連

※参考：国土交通省都市局 市街地整備課 HP（市街地整備資料室）

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/materials/materials.htm>

- 1) 津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 25 年 3 月 11 日通知）
- 2) 津波被災市街地における津波復興拠点整備事業の早期工事着手等に向けた方策について（平成 26 年 1 月 16 日通知）
- 3) 津波被災市街地における土地区画整理事業によるかさ上げ等の工事の早期着手に向けた仮換地指定に係る特例的取扱いについて（平成 26 年 1 月 30 日通知）

(2) 国土交通省都市局 都市防災関連

※参考：国土交通省都市局 都市防災 HP（東日本大震災への対応）

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000004.html

- 1) 東日本大震災の被災地における水産基盤整備とまちづくり事業との連携について（平成 24 年 4 月 2 日）
- 2) 集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて（平成 25 年 3 月 27 日）
- 3) 住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所有者不明等の場合の用地取得の迅速化及び入札手続の早期化について（平成 25 年 4 月 3 日）
- 4) 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）の一部変更について（平成 25 年 9 月 26 日）
- 5) 集団移転促進事業計画の軽微な変更の運用について（平成 25 年 9 月 26 日）
- 6) 東日本大震災の被災地において防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の使用及び貸付けについて（平成 25 年 3 月 6 日）
- 7) 東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて（平成 25 年 3 月 15 日）
- 8) 住宅再建・復興まちづくりの加速化のための司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注促進について（平成 26 年 5 月 27 日）
- 9) 防災集団移転促進事業により造成した住宅団地においてやむを得ず生じた空き区画の処分等について（平成 26 年 6 月 30 日）
- 10) 防災集団移転促進事業における先行的な額の確定等について（平成 26 年 6 月 30 日）
- 11) 復興まちづくり事業による宅地造成に係る情報提供及び相談対応について（平成 26 年 9 月 11 日）

(3) 国土交通省住宅局 建築行政関連

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000039.html

- 1) 東北地方太平洋沖地震被災地及び周辺地域における民間賃貸住宅への円滑な入居の確保について（平成 23 年 3 月 15 日）
- 2) 災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて（平成 23 年 4 月 5 日）
- 3) 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律の施行について（平成 23 年 4 月 29 日）
- 4) 応急仮設住宅の存続可能期間の延長について（平成 23 年 5 月 27 日）
- 5) 建築基準法第 8 5 条第 5 項に規定する仮設建築物について（平成 23 年 5 月 27 日付国住指第 461 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- 6) 被災市街地復興推進地域内における建築行為の制限について（平成 23 年 9 月 12 日）

2-8 被災地方公共団体への地方公務員人的支援

(1) 地方公共団体への地方公務員の派遣状況

1) 平成 23 年度の復興まちづくりに関する派遣スキーム

- ・職員派遣については被災県からの要請より総務省でも全国市長会及び町村への派遣要望を実施しているが、土地地区画整理事業等の復興まちづくり業務は高い専門性を有することから、総務省の派遣要望には含めないこととした。
- ・国土交通省では、被災三県及び仙台市からの自治体職員派遣斡旋要請を受け、平成 23 年 12 月には、東北地方整備局から全国の都道府県及び政令指定市に派遣要望を行った。

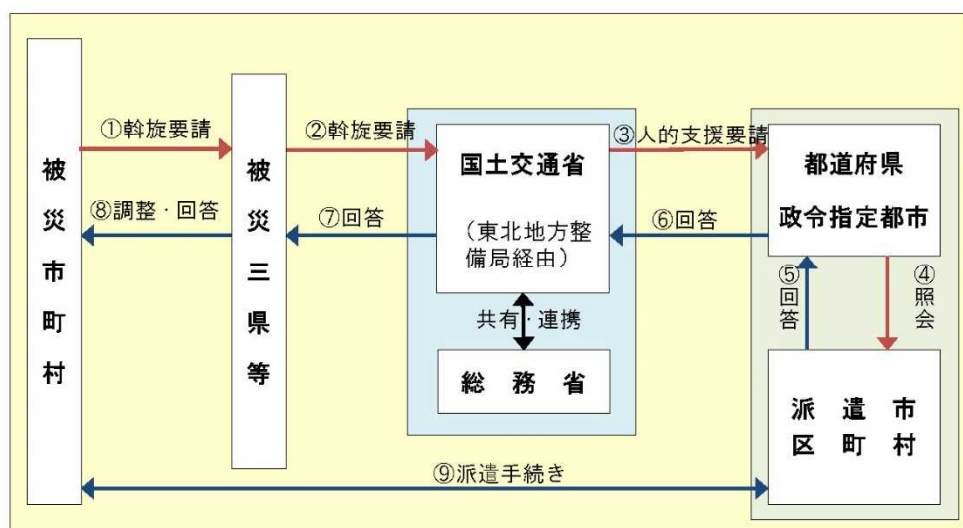


図 平成 23 年度の派遣スキーム
(出典：「宮城県 復興まちづくりの歩み」宮城県)

2) 平成 24 年度以降の復興まちづくりに関する派遣スキーム

- ・平成 23 年度は、復興まちづくり事業については、専門性が高いとの理由から、国土交通省から派遣要請を行っていたが、派遣元の自治体からは、複数の省庁から個別に要請が来ると混乱が生じるとの意見があったことから、平成 24 年度以降派遣要請ルートを総務省に一元化することとした。

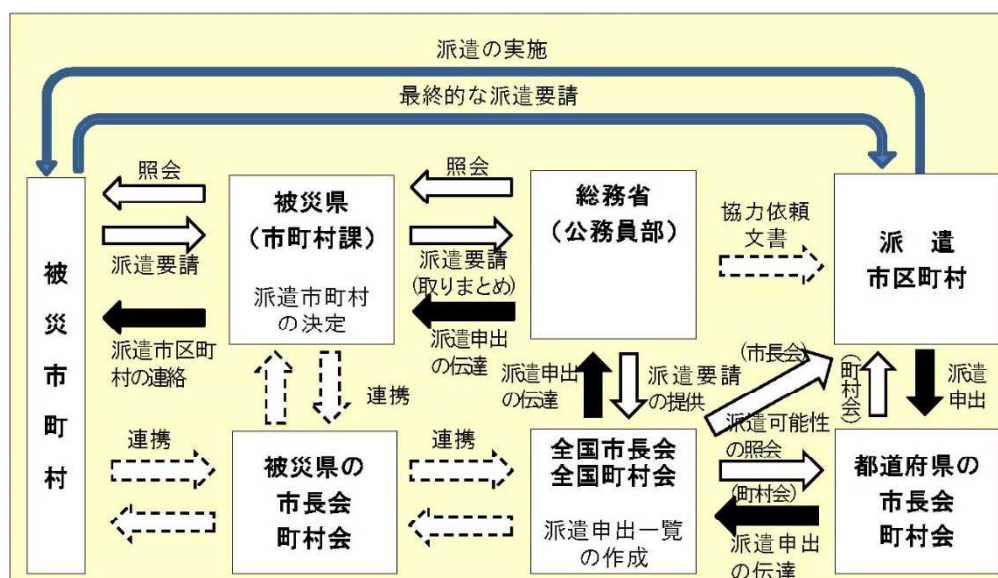


図 平成 24 年度以降の派遣スキーム
(出典:「宮城県 復興まちづくりの歩み」宮城県)

表 地方公務員の派遣状況の推移

	23 年		24 年			25 年		26 年		27 年
	7/1	10/1	1/4	4/16	10/1	5/14	10/1	4/1	10/1	4/1
岩手県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	137	154	219	231	316	315	317
土木等	—	—	—	194	197	241	242	256	269	269
その他	—	—	—	48	99	92	101	84	88	69
合計	501	250	186	379	450	552	574	656	672	655
宮城県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	206	261	425	432	498	501	476
土木等	—	—	—	409	417	500	498	527	525	532
その他	—	—	—	54	164	171	173	157	159	138
合計	1,517	644	373	669	842	1,096	1,103	1,182	1,185	1,146
福島県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	148	144	150	149	151	151	160
土木等	—	—	—	160	156	163	161	159	164	151
その他	—	—	—	41	81	91	93	79	81	83
合計	404	290	230	349	381	404	403	389	396	394
その他（青森県内、茨城県内、千葉県内）										
一般事務	—	—	—	0	2	2	2	0	0	0
土木等	—	—	—	10	7	2	2	2	2	4
その他	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	27	15	10	9	4	4	2	2	4
合計	2,460	1,211	804	1,407	1,682	2,056	2,084	2,229	2,255	2,199

※「一般事務」は用地関係事務を含み、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職、「その他」は電気、機械、農業土木、文化財技師、保健師等の職を含む

（２）任期付職員の採用

- ・全国の地方公共団体からの職員の受入れのみでは、専門的なスキルや職員数が不足することから、各被災市町村では即戦力となる経験者の任期付職員の採用を進めている。
- ・総務省では、企業と被災地方公共団体との協定等により、企業に在籍したまま地方公務員として採用する仕組み（企業間の出向に類似する仕組み）を整備している。

表 任期付職員数の推移

	23 年		24 年			25 年		26 年		27 年
	7/1	10/1	1/4	4/16	10/1	5/14	10/1	4/1	10/1	4/1
岩手県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	161	212	222	263
土木等	—	—	—	—	—	—	150	170	177	183
その他	—	—	—	—	—	—	13	14	13	28
合計	—	—	—	—	—	—	324	396	412	474
宮城県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	261	281	390	348
土木等	—	—	—	—	—	—	169	251	244	246
その他	—	—	—	—	—	—	42	46	47	49
合計	—	—	—	—	—	—	472	578	681	643
福島県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	181	236	247	239
土木等	—	—	—	—	—	—	105	127	135	113
その他	—	—	—	—	—	—	53	61	68	75
合計	—	—	—	—	—	—	339	424	450	427
その他（青森県内、茨城県内、千葉県内）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
土木等	—	—	—	—	—	—	0	3	6	5
その他	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
合計	—	—	—	—	—	—	0	3	6	5
合計	—	—	—	—	—	—	1,135	1,401	1,549	1,549

表 東日本大震災に係る民間企業等の従業員の派遣（採用）状況の推移

	23 年		24 年			25 年		26 年		27 年
	7/1	10/1	1/4	4/16	10/1	5/14	10/1	4/1	10/1	4/1
岩手県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	9	11	11	14
土木等	—	—	—	—	—	—	4	5	4	3
その他	—	—	—	—	—	—	0	2	2	5
合計	—	—	—	—	—	—	13	18	17	22
宮城県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	12	14	17	14
土木等	—	—	—	—	—	—	1	7	7	5
その他	—	—	—	—	—	—	1	3	3	3
合計	—	—	—	—	—	—	14	24	27	22
福島県内（県および市町村）										
一般事務	—	—	—	—	—	—	0	3	3	5
土木等	—	—	—	—	—	—	0	3	4	4
その他	—	—	—	—	—	—	0	6	6	7
合計	—	—	—	—	—	—	0	12	13	16
合計	—	—	—	—	—	—	27	54	57	60

※「一般事務」は用地関係事務を含み、「土木等」は、土木、建築、機械、電気、農業土木の職、「その他」は電気、機械、農業土木、文化財技師、保健師等の職を含む

2-9 東日本大震災による被災に伴う住宅再建に関する県・市町村独自の支援制度

(1) 住宅再建に関する県独自の制度

1) 岩手県

①岩手県復興住宅マッチングサポート制度

- ・復興最盛期、職人・建設資材不足が生じた場合でも、家を建てたい方が円滑に工務店を見つけられるよう、また工務店等が工事を円滑に進められるよう、岩手県地域型復興住宅推進協議会の事務局を介して、①工務店紹介支援、②職人融通支援、③資材確保支援を行う。

②生活再建住宅支援事業

- ・東日本大震災の被災者が住宅の新築、補修又は改修を行う際に、バリアフリー化や県産材を活用した場合に、建設費や被災宅地の復旧の一部を補助、利子補給の補助を行う。

③岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金

- ・東日本大震災による被災家屋等に災害等の停電時においても一定の電力を供給することができる太陽光発電システムの導入を促進するため、被災者が、岩手県内の被災家屋等に太陽光発電システムを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

2) 宮城県

①宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）

- ・東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限50万円））を補助する。

②宮城復興住宅マッチングサポート事業

- ・自力再建による住宅建築工事の本格化に伴い発生が危惧される工務店の不足、建築職人の不足、建築資材の不足に対し情報の共有と資材、職人等の融通を図り、被災者による円滑な住宅再建を促すため、①工務店紹介支援（建築主からの依頼に対応できる登録工務店の検索と情報提供）、②職人融通支援（工務店からの依頼に対応できる職人の検索と情報提供）、③資材確保支援（工務店からの依頼に対応できる資材の検索と情報提供）を行う。

③県産材利用工口住宅普及促進事業（新築住宅支援）

- ・健康で快適な住まいづくりを通じて、地球温暖化の防止や森林整備などを進めるため、みやぎ環境税を活用し、一定の条件を満たす木造戸建て住宅の新築に対し、補助金による支援を実施する。
- ・特に、東日本大震災で半壊以上罹災した住宅を再建する場合は、新築住宅1棟当たり、50万円を補助する。

(2) 住宅再建に関する市町村独自の制度

- ・住宅再建については、津波により全半壊した家屋が、災害危険区域内にあるのか否かといった土地利用規制の違い、住宅再建の居住地の造成方法が、土地区画整理事業であるのか防災集団移転促進事業であるのか等、適用される復興まちづくり事業の違い等により、同じ罹災世帯であっても、利用可能な国の住宅再建支援の制度（内容）やその支援額が異なることが問題となった。
- ・そこで、各市町村では当初は単独費により、震災復興特別交付税を活用して各県でそれぞれ創設された東日本大震災復興基金交付金を活用して、岩手県内では平成 23 年度末以降、宮城県内では平成 24 年度末以降、①災害危険区域外の全壊・大規模半壊世帯等の被災住宅の再建や補修に関する、利子補給補助、移転費用の補助、造成費用の補助、②応急仮設住宅から災害公営住宅への移転費用の補助、③復興まちづくり事業の長期化等による人口流出の抑制・定住促進を目的とした住まいの取得や移転に関する補助等の独自補助制度が運用されている。
- ・なお、震災復興特別交付税とは平成 23 年度における国の 3 次補正により、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするよう交付された特別交付税である。平成 24 度末の補正予算（2013 年 2 月）では「津波被災地域の住民の定着促進」を目的として、復興基金に対する特別交付税の 1047 億円の増額を措置しており、上記の自治体独自の取組はこれらを財源として実施されている。

表 被災者向けの内容を含む住宅再建に関する市町村独自の制度（平成 27 年 6 月時点）

市町村名	事業名
岩手県	
宮古市	宮古市地域木材利用住宅推進事業費補助金制度
	被災者すまいの再建促進事業
	宮古市浸水宅地復旧支援事業
	宮古市被災者賃貸住宅等入居支援事業
	宮古市被災者定住促進住宅建築利子補給事業
大船渡市	大船渡市住宅移転等敷地造成費補助
	住宅再建移転補助金
	大船渡市住宅移転等水道工事費補助金
	大船渡市浄化槽設置補助金
久慈市	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費補助金
遠野市	遠野市災害被災住宅復旧工事補助事業
陸前高田市	住宅再建に係る道路工事費補助金
	住宅再建等水道工事費補助金
	住宅再建敷地造成費補助
	陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金(り災者向け)
釜石市	釜石市住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金
	釜石市低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業補助金
	釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金【住宅再建】
	釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金【かさ上げ】
	被災者住宅再建支援釜石市産木材活用住宅推進事業補助金
	釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金【利子補給】
	釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金【移転引越】

表 被災者向けの内容を含む住宅再建に関する市町村独自の制度（平成 27 年 6 月時点）

市町村名	事業名
岩手県	
大槌町	大槌町被災者新築住宅支援事業補助金
	大槌町被災者住宅再建事業利子補助金
	大槌町被災者中古住宅購入支援事業補助金
	大槌町定住促進事業住宅取得補助金
	大槌町被災者引越補助金
	大槌町住宅移転等水道工事補助金
	大槌町浄化槽設置整備事業補助金
山田町	山田町住宅用太陽光発電設備導入促進事業
	山田町被災者住宅再建支援事業補助金
	山田町住宅自力再建者支援事業補助金
	山田町被災者住宅再建支援事業補助金（追加分）
	山田町被災関連定住支援事業
	山田町復興住宅融資利子補給補助金
	山田町被災者再建住居移転事業補助金
岩泉町	浄化槽設置事業
野田村	バリアフリー基準適合証明申請経費補助（生活再建支援事業内）
	給水装置工事（生活再建支援事業復興新築内）
	排水設備工事（生活再建支援事業復興新築内）
	県産材使用（生活再建支援事業復興新築内）
	地域産材使用（生活再建支援事業復興新築内）
	利子補給（生活再建支援事業復興新築内）
	移転費用補助（生活再建支援事業復興新築内）
	景観再生補助（生活再建支援事業復興新築内）
宮城県	
仙台市	生垣づくり助成事業
	仙台市津波浸水予想区域からの住宅の移転再建に関する補助金交付事業
	津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業
	防災集団移転促進事業に伴う宅地貸付に関する貸付料の特例
	仙台市津波被災地域住宅再建の促進に関する補助金交付事業
	仙台市災害危険区域内住宅移転者支援に関する補助金交付事業
石巻市	石巻市東日本大震災被災者危険住宅移転事業
	石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業
塩竈市	宅地防災対策支援制度（防災対策工事）
	宅地防災対策支援制度（被災宅地復旧工事）
	塩竈市津波被災住宅再建支援事業
	塩竈市災害公営住宅等入居者支援事業

表 被災者向けの内容を含む住宅再建に関する市町村独自の制度（平成 27 年 6 月時点）

市町村名	事業名
宮城県	
気仙沼市	気仙沼市東日本大震災被災住宅再建補助金
	気仙沼市低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費補助金交付事業
白石市	白石市住宅災害復旧等補助金事業
名取市	名取市津波浸水区域の宅地嵩上げ等工事助成金
	東日本大震災の津波により損壊した合併処理浄化槽への補助金の加算交付
	名取市津波浸水区域被災住宅再建支援補助金
角田市	定住促進, 角田・いらっしやいプラン推進事業
多賀城市	災害公営住宅入居支援事業
	被災者住宅再建補助事業
	宅地かさ上げ等費用支援補助金制度
岩沼市	宅盤外周整備費補助
東松島市	東松島市土地区画整理地内定住促進奨励金
	東松島市住宅再建支援制度(二重ローン対策)
	東松島市危険住宅移転支援事業
	東松島市被災住宅再建支援事業
	特別名勝松島地域景観形成助成事業
大崎市	大崎市住宅等災害復旧事業(東日本大震災)
七ヶ宿町	被災住宅修繕工事費補助金
亘理町	亘理町津波対策住宅工事助成事業
	亘理町災害危険区域内移転者支援事業
	亘理町津波被災住宅再建支援等事業
	亘理町災害危険区域修繕済住宅に係る移転者支援事業
山元町	山元町宅地防災工事助成金
	津波被災住宅再建のための移転費補助金交付事業
	津波被災住宅再建のための費用実費等補助金交付事業
	津波被災住宅再建のための利子補給等補助金交付事業
	東日本大震災に伴う住宅再建補助
	東日本大震災による住宅団地内住宅再建補助
松島町	松島町復興支援定住促進事業補助金制度
	松島町宅地かさ上げ等事業費補助金制度
	松島町津波被災住宅再建支援事業補助金制度
七ヶ浜町	宅地及び住宅等の嵩上げ補助
	住居の移転費用補助(引っ越し代等)
	住宅ローン利子補給補助
	大規模修繕費補助

表 被災者向けの内容を含む住宅再建に関する市町村独自の制度（平成 27 年 6 月時点）

市町村名	事業名
宮城県	
七ヶ浜町	住宅再建補助
	高台住宅団地外構工事補助
利府町	津波被災住宅嵩上げ補助事業
	津波被災住宅再建補助事業
	津波浸水区域からの転入者住宅再建補助事業
	東日本大震災による加入金及び手数料の免除
女川町	女川町太陽光発電システム設置補助金制度
	女川町住宅再建支援制度（二重ローン対策）
	女川町住宅再建支援事業補助金
	女川町住宅再建補修支援事業補助金
	女川町造成宅地擁壁整備工事補助金
南三陸町	南三陸町東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金
	南三陸町東日本大震災に係る被災者住宅修繕支援事業補助金
	南三陸町東日本大震災に係る被災者住居移転支援事業補助金
	南三陸町水道給水装置設置費補助事業（個別高台移転被災者支援）
	南三陸町下水道等受益者浄化槽設置工事費補助事業（個別高台移転被災者支援）
	南三陸町低炭素社会対応型浄化槽等集中導入設置費補助事業（個別高台移転被災者支援）